

東京都におけるいじめの防止等の対策の概要

いじめ防止対策推進法 (平成 25 年 6 月公布、9 月施行)

【概要】

第 1 章 総則

- 目的
いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進
- 定義
- 基本理念
国・地方公共団体・学校の設置者・学校及び学校の教職員・保護者の責務等を規定

第 2 章 いじめ防止基本方針等

- 国、地方公共団体及び学校の「基本方針」策定
- 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

第 3 章 基本的施策

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策
- 国及び地方公共団体が講ずべき基本施策

第 4 章 いじめの防止等に関する措置

- 学校における組織の設置
- いじめへの対応、関係機関との連携
- 懲戒、出席停止制度の適切な運用

第 5 章 重大事態への対処

- 学校の組織設置と調査の実施
- 調査結果の児童等及び保護者への情報提供
- 学校による教育委員会を通じた首長への報告
- 地方公共団体の長が必要と認めるときの再調査

第 6 章 雑則

- 学校評価における留意事項

いじめの防止のための基本的な方針

(平成 25 年 10 月策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【内容】

国・地方公共団体・学校等の施策

東京都いじめ防止対策推進条例 (平成 26 年 7 月公布・一部施行、8 月 1 日全面施行)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

都、学校の設置者、公立・私立の小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚園を除く)

◆ 法を踏まえた規定

- 目的 (1 条) ○ 定義 (2 条) ○ 基本理念 (3 条)
- いじめの禁止 (4 条) ○ 都の責務 (5 条)
- 学校の設置者の責務 (6 条)
- 学校及び教職員の責務 (7 条)
- 保護者の責務 (8 条)

◆ 法の「努力義務」「できる規定」に関する規定

- 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定 (9 条)
- 東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 (10 条)
- 都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 (11 条)
- 東京都いじめ問題調査委員会の設置 (12 条)

東京都いじめ防止対策推進基本方針

(平成 26 年 7 月 10 日策定)

【目的】

いじめの防止等の対策の総合的かつ効果的な推進

【対象】

公立学校・私立学校

◆ いじめ問題への基本的な考え方

- いじめを許さない学校づくり
- 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- 教員の指導力向上と組織的対応
- 保護者・地域・関係機関等との連携

◆ 学校における取組

- 「学校いじめ基本方針」の策定 ○ 組織等の設置
- いじめ防止に関する取組

東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】 (平成 28 年 2 月 9 日策定)

【目的】 都教育委員会・区市町村教育委員会、学校の対策の一層の推進

【対象】 公立学校

ポイント

1 軽微ないじめも見逃さない
《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
《学校教育相談体制の充実》

4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
《保護者との信頼関係に基づく対応》

6 社会全体の力を結集し、いじめに对峙する
《地域、関係機関等との連携》

【段階 1】未然防止
～いじめを生まない、許さない学校づくり～

【段階 2】早期発見
～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

【段階 3】早期対応
～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

【段階 4】重大事態への対処
～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

この「いじめ総合対策【第2次】」の第1部「学校の取組」は、東京都教育委員会の附属機関である「第1期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき設置）から、平成28年7月28日に答申された「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について」を踏まえて、東京都教育委員会で策定したものである。

第1期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

(任期：平成26年8月1日から平成28年7月31日まで)

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	有村 久春	東京聖栄大学教授	委員長
	坂田 仰	日本女子大学教授	
	滝 充	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官	
	鈴木 高弘	元東京都立足立新田高等学校長 元専修大学附属高等学校長	
区市町村教育委員会	三田 一則	豊島区教育委員会教育長	
医療	市川 宏伸	東京医科歯科大学精神科非常勤講師	
心理	石川 悦子	一般社団法人東京臨床心理士会副会長	委員長 職務代理者
福祉	長汐 道枝	府中市教育委員会スクールソーシャルワーカー 臨床発達心理士・社会福祉士	
法律	三坂 彰彦	高木法律事務所弁護士 東京弁護士会子ども的人権と少年法に関する特別委員会委員	
警察	古郷 氏郎	警視庁生活安全全部管理官	(平成27年 8月24日まで)
	庄司 隆		(平成27年 9月29日から)

いじめ総合対策【第2次】 <上巻> 学校の取組編

東京都教育委員会印刷物登録 平成28年度第213号（東京都教育委員会刊行物）

平成29年3月 発行

編集・発行 東京都教育庁指導部指導企画課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)6888（直通）

東京都教職員研修センター研修部教育開発課

所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号

電話 03(5802)0306（直通）

印刷 株式会社アイネット

所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目16番21号

電話 03(3549)5600

